

平成29年第1回  
河内町議会定例会会議録 第2号

平成29年3月14日 午前10時02分開議

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	岩橋弘君
企画財務課長	北澤雅志君
都市整備課長	吉田茂久君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	長峰博美君
経済課長	諏訪洋一君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	林博行君
福祉課長	大槻正己君
出納室長	石山和雄君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 2 号

平成29年3月14日（火曜日）

午前10時02分開議

#### 議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度河内町一般会計補正予算（第6号））
- 日程3. 議案第1号 第5次河内町総合計画の基本構想について
- 日程4. 議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 日程5. 議案第3号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第4号 河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第5号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程8. 議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程9. 議案第7号 河内町税条例等の一部を改正する条例
- 日程10. 議案第8号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程11. 議案第9号 河内町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
- 日程12. 議案第10号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程13. 議案第11号 かわち水と緑のふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程14. 議案第12号 河内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程15. 議案第13号 河内町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 日程16. 議案第14号 河内町公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程17. 議案第15号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第7号）
- 日程18. 議案第16号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程19. 議案第17号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程20. 議案第18号 平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程21. 議案第19号 平成28年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程22. 議案第20号 平成28年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程23. 議案第21号 平成29年度河内町一般会計予算  
議案第22号 平成29年度河内町国民健康保険特別会計予算  
議案第23号 平成29年度河内町介護保険特別会計予算  
議案第24号 平成29年度河内町介護サービス事業特別会計予算  
議案第25号 平成29年度河内町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第26号 平成29年度河内町下水道事業特別会計予算  
議案第27号 平成29年度河内町水道事業会計予算
- 日程24. 請願第1号 長竿（上組、中上組、愛宕町）地区集落南側の排水路整備に関する請願について
- 日程25. 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程26. 閉会中の所管事務調査の件

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 報告第1号
- 日程3. 議案第1号
- 日程4. 議案第2号
- 日程5. 議案第3号
- 日程6. 議案第4号
- 日程7. 議案第5号
- 日程8. 議案第6号
- 日程9. 議案第7号
- 日程10. 議案第8号
- 日程11. 議案第9号
- 日程12. 議案第10号
- 日程13. 議案第11号
- 日程14. 議案第12号
- 日程15. 議案第13号
- 日程16. 議案第14号
- 日程17. 議案第15号
- 日程18. 議案第16号
- 日程19. 議案第17号
- 日程20. 議案第18号
- 日程21. 議案第19号
- 日程22. 議案第20号

日程23. 議案第21号  
議案第22号  
議案第23号  
議案第24号  
議案第25号  
議案第26号  
議案第27号

日程24. 請願第1号

日程25. 選挙第1号

日程26. 閉会中の所管事務調査の件

---

午前10時02分開議

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。ここで、秋山 明氏外9名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、子育て支援センターについて、高齢者ドライバーの現状と今後の交通の取り組みについては星野初英君からの質問です。

2、廃校舎の利用問題について、環境問題については篠原佳治君からの質問です。

3、防災対策について、小中一貫校関連については諸岡周示君からの質問です。

4、チョウザメ報道については小更雅之君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

〔9番星野初英君登壇〕

○9番（星野初英君） 皆様、おはようございます。9番星野初英です。お忙しい中、傍聴に来ていただきましてありがとうございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

河内町に限らず、今、どこの市町村でも少子高齢化が進み、河内町は消滅都市ともいわれております。そんな中、町長を初め、職員の方々がいろいろな角度からアンテナを高くして補助金を利用できるものは活用しながら、努力を重ねてくださっていることに感謝いたします。

また、一貫校のかわち学園が4月から開校されるようになり、すばらしい校舎ができ上がり、子供たちが充実した学校生活を送れ、これからの河内町を担う人材が育成される場

所になることを期待いたしております。

河内町の人口は、転入してくる方より転出していく方が多いのが現実です。茨城県の中でも下から2番目に少ない人口となっております。何とか、今いる方々が河内町に残っていただけるためにも、今後、工夫して町が一つになってよい知恵を出し合い、協力し合って河内町に住みたい方々をふやせるようにしたいと考えております。そのようなことを踏まえまして、今回は、子育て支援センターについてと高齢者ドライバーの現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

詳しくは、自席にて質問させていただきますので、担当課長さん、また町長にもお伺いいたしますので前向きな答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 初めに、子育て支援センターは、原則、乳幼児の子供と子供を持つ親が交流を深める場です。市町村ごとに、公共施設や保育所、地域の身近な場所で乳幼児のいる親子の交流や育児相談、情報交換等を行っております。子育てをしている家庭の支援活動を行う施設であり、保護者にとっては、育児に関する不安の相談に総合的応じてくれる心強い施設です。

地域子育て支援拠点事業の一つとして位置づけられており、子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感が増加したこと、子供とのかかわりの減少が予想されることを踏まえ、地域の子育て支援を活性化し、子育ての不安感などを解消し、子供の健やかな成長を目的にしています。そこで河内町の現状について、秋山課長さん、答弁願ひます。

○議長（野澤良治君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） 星野議員からの質問で、子育て支援センターの現状についてお答えいたします。

子育て支援センターは、各こども園で実施しているところであります。しかし、かわち認定こども園には、平成27年、平成28年度は保育士の不足や保育室の関係で、園庭の開放と保育相談のみを行っているところであります。

かなえつ認定こども園では、子育て支援センター、ふれあいランドとして、町内の未就園児を対象に実施しているところであります。過去1年間の利用の実績につきましては、延べ人数で保護者が323名、子供たちが353名の利用となっております。また、かわち認定こども園では、一時保育として町、地域の入園されていない乳幼児を持つ保護者を対象に、疾病や災害、事故、冠婚葬祭等の社会的事由による緊急保育と私的事由による保育として、精神的または肉体的負担を解消するための保育として、一時的に行う保育を実施しており、平成27年度の実績は、延べ人数で48名、平成28年度は、現在まで延べ20名の利用があります。

また、福祉課の保健センターで行っているおおむね1歳6カ月以下の子供を対象に、保護者同士の交流の場をつくり、産後の鬱の予防及び育児不安を軽減することを目的に、い

ちごクラブを設置しております。このクラブは、毎月第3木曜日に実施しており、保健師による育児相談も同時に行っているところでもあります。平成28年度2月末までの参加実績は、延べ人数で94組の親子で196名が参加しております。このような事業を行っておりますが、今後、平成29年度より、子育て支援センターの見直しを考えております。

以上が、子育て支援センター関係の現状と実績であります。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 今、我が家でも1カ月を過ぎた孫がいますが、昼夜を問わず、赤ちゃんの世話で大変な時期ですが、私が手伝えることは応援しながら子育てしています。

親と一緒に暮らせる方ばかりはいないと思います。子育て世帯のお母さん方のお話を聞きますと、やはり6カ月ごろから預かってくれるところがあるとすごく助かるし、自分のリフレッシュができて、また頑張れるというようなお話もお聞きします。赤ちゃんを預かれる方がいる人は1人で出かけられる機会もできると思いますが、なかなか思うようにはいかないのが現実だと思います。

先ほどの答弁に、かわち認定こども園にて、一時保育として、町全域の入園されていない乳幼児を持つ保護者を対象に、疾病や災害、事故、冠婚葬祭の社会的理由による緊急保育と、私的理由による保育として、精神的または肉体的負担を解消するための保育として、一時的に行う保育を実施しているとのお話がございました。

河内町は、利用料金が、半日1,000円、1日2,000円、預かれる年齢も1歳児から就学前の乳幼児、ほかの幼稚園、保育園へ通園している子は利用できないとお聞きしました。

今後、平成29年度より見直しを考えているということでしたので、その内容をお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） 子育て支援センターの見直しの内容についてお答えいたします。

平成29年度より、町として、子育て支援センターの見直しを行う予定であります。

それは、現在行っている各こども園の未就園児を対象とした子育て支援センターのふれあいランドやカンガルームを1カ所にまとめ、6月から西共同利用施設で月水金の週3回実施する予定です。

この子育て支援センターを実施する上で、NPO法人等から2名のスタッフの派遣を委託し、町の職員と連携しながら事業を実施する予定であり、この内容は、月曜と金曜は親子の遊びや保護者同士の交流等ができる場を設け、第1水曜日と第3水曜日は、保育士による保育相談や制作遊び、紙芝居、リズム遊び等を行う予定であります。

また、第2水曜と第4水曜日は、保健センターの協力を得て、第2水曜日を産後のヨガ教室、第4水曜日は、今まで保健センターで実施していた「いちごクラブ」とほぼ同様の身体測定や手遊び、講話等を行うとともに、保健師による育児相談も行っていきたいと考

えております。

また、先ほどお話のあった未就園児への一時保育や保育相談、園庭開放は、今までどおり、各こども園で実施する予定であります。これが見直しの内容であります。

以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 子育て支援を充実させることはわかりました。その中で、子育て支援センターの見直しについても、今、答弁をいただきました。そこで、ファミリーサポート事業の件も含めてお伺いいたします。

乳幼児や小学生の児童を有する子育ての中の労働者や主婦等を会員として、子育ての援助を受けたい人と支援したい人が会員となり、子育てについて助け合う互助組織がファミリーサポート事業です。

平成27年度からは、地域子育て支援事業として実施されていると思います。NPO法人の方に西共同施設に来ていただけるのであれば、地域子育て支援事業として行えば、国、県の補助金が出るとお聞きしましたが、さまざまな条件はあると思いますが、例えば、龍ヶ崎市で行っているようなリフレッシュ保育事業のように、週に4日で9時から5時までの時間が利用でき、2時間まで500円、2時間以降30分ごとに250円加算されますが、市のほうから2分の1助成されます。預かれる年齢も、6カ月から3歳までの乳幼児となっております。

河内のお母さんが、龍ヶ崎市のこの事業を利用したいのですが、龍ヶ崎市には住んでいないので利用できないということで、河内町にも、このような子育て支援の充実をしてほしいとの声がございました。

このような施設として、西共同施設を利用できれば、保育士の不足や保育室の確保等で、こども園でできないことも工夫して何とかできれば、子育て世帯の方々も喜んでくれると思います。そのことで、子供への虐待とか子育てに疲れてしまうお母さん方を助けることにつながると思います。こども園とは切り離して考えてみてはいかがでしょうか、秋山課長さん、答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） お答えいたします。

今回考えている西共同利用施設で行う子育て支援センターは、こども園等に入園されていない乳幼児を対象に、親子の遊びや保護者同士の交流等ができる場を設けるとともに、育児相談や保育相談等を行うものでありまして、ファミリーサポート事業やリフレッシュ保育事業のような事業を取り入れるものではございません。

特にリフレッシュ保育、一時保育のような事業を行うためには、現在の西共同利用施設のような集会施設では、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に適合しないため事業そのものできないと思われまます。もし、行うとするのであれば、西共同利用施設が公民

館第二分館としての役割変更や施設の改造が必要となります。

今後、新しい子育て支援の拠点を考えるとき、その設備等が整った施設を十分に検討した上で、多くの事業が取り入れられる拠点づくりを考えることとなると思います。

このようなことから、今回の子育て支援センターを実施しながら、利用される保護者の皆様からご意見やご要望を聞きながら、どのような活動や事業を行うことが、よりよい子育て支援につながるのかを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） ただいまの答弁で、やはり施設の改造が必要ということで、今すぐは無理ということもわかりました。ただ、さまざまな悩みを抱える母親に寄り添いながら負担の軽減をし、女性へのケアが健やかな子育て支援と地域の活性化につながると思いますが、今後、少子化が進み、こども園の統合等があった場合には、空き施設を利用して、一時預かり等も含めまして、充実した子育て支援センターとして利用できるとも私は考えられると思います。最後に、町長の考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 星野議員さんが質問された件については、やはり河内町の将来を考えた場合、子供さんが健やかに育ってもらえる環境をいろいろな知恵を出し合って整える必要が私もあると思います。そういうふうにしないと、やはり本当にお母さん方、子供を育てる上で環境のいいところに移ってしまうということが現実起きています。

ですから、今回のかわち学園もそうですけれども、やはり教育とかですね、あと、その前の未就学児、そしていろいろなお母さん方の悩みに対応できるような、そういうシステムを構築しながら、こども園、今2カ所ありますけれども、それが先行きいろいろな形で考える中で、やはりそういう検討委員会も含めて、いい方法を考えていきたいと思っておりますので、今後とも、いろいろなご意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 二日くらい前もね、2カ月の赤ちゃんをお母さんが殺してしまった事件が報道されていましたが、身近に相談できる人がいると、子育てしているお母さん方は安心できます。出産後の母親は、体の回復が十分ではなく、精神的にも不安定になりやすいため、先ほど町長もおっしゃられていましたけれども、妊娠期から就学前までの子育てを、切れ目のない子育て支援を行えるように子育て支援センターの設置をしていただけることをお願いいたします。

続きまして、高齢者ドライバーの現状と今後の交通の取り組みについて、お伺いいたします。

ここ最近、テレビをつけると、毎日のように高齢者ドライバーの悲惨な事故のニュース



が流れています。そのたびに、目を覆いたくなるような映像に心がいたたまれなくなるのは、私だけではないと思います。

この前も、小学2年生のお子さんの目の前で、両親が高齢者ドライバーのタクシーに追突され、大切な命を失ってしまいました。あり得ないような場所に車が突然突っ込んでくるのです。それも、この数カ月、何カ月の間に何件もです。

登校途中の小学生の列に車が突っ込んだり、病院の駐車場で車が突然走り出して歩行者をはねたりして、阿見町でも、高齢者ドライバーの運転により、高齢者がはねられた交通死亡事故が報じられていました。

毎日車を運転している自分にとっても危機感はありません。運転をしているということは、自分自身が加害者になるかもしれないということを忘れてはならないと思います。

2016年11月15日に公表した警視庁交通事故統計によると、2016年10月までに発生した交通事故は、前年の同時期に比べて7.8%の40万5,109件、発生件数、死者数ともに減少していますが、亡くなった人の53.7%が65歳以上の高齢者が占めているとありました。

一方で、加害者、原付以上のドライバーで事故の過失の重い第一当事者を見ると、65歳以上のドライバーが起こした事故は783件で、死亡事故全体の28.6%を占めています。10年前の2007年10月末は、30から39歳によるドライバーの死亡事故が799件と最多で、次いで16歳から24歳が720件と、若者による事故が多かったとありますが、いずれも、この年代の事故は、当時から比べるとほぼ半減し、急速に減っているそうです。

ところが、65歳以上は、10年前の2007年10月末も776件あり、それが2016年10月末には、その年齢の事故はふえているそうです。さらに、高齢者の中でも、75歳以上のドライバーによる事故を見ると、2016年10月末時点で377件、全体に占める比率も13.8%を占めていて、10年前と比べるとこれも増加していて、前年の同時期と比べても13件もふえているとのことです。

65歳以上の高齢ドライバーとされていますが、どの年齢層も、前年の同時期と比べてほぼ件数を減らしているにもかかわらず、顕著にふえているのがこの75歳以上だけとしています。龍ヶ崎市管内の状況も同じことが言えると思います。

そこで、伺います。高齢者の交通事故の推移と事故の内容について、岩橋課長、よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） それでは、星野議員のご質問にお答えいたします。

まず、河内町内での交通事故発生件数ですが、総数で申し上げますと、平成27年中、25件、平成28年中ですと31件となっております。幸いに平成27年、平成28年とも死亡事故は起きておりません。

負傷者は、平成27年で39名、平成28年が34名となっております。この平成28年中、31件のうち高齢者が加害者となったケースが6件ございます。また、加害者または被害者、い

わゆる高齢者が関係する事故が12件という統計でございます。

以下、県内の統計になりますが、茨城県内の平成28年中の人身事故が1万455件、死者数150人、負傷者数1万3,441人となっております、死者数は、全国都道府県でワースト8位でございます。

次に、引き続き県内の統計になりますが、65歳以上の高齢運転者による交通事故の状況であります。発生件数は1,991件、緩やかな減少傾向で推移はしているものの、全人身事故件数に占める割合は19%で、統計の資料の残る平成2年以降、最高率を更新しているということです。

死亡件数が42件、対前年比でプラス21件と倍増しているということ、全死亡件数に占める構成率は28.8%でございます。死亡事故件数と同様、平成2年以降、過去最高率を更新しているということです。

続きまして、時間帯、それから昼夜別死亡件数でございます。

死亡件数42件のうち、昼間が30件、夜間が12件となっております。時間帯では、12時から14時、16時から18時が各8件ずつで最も多くなっております。

次に、事故累計別の死亡件数ですが、車両相互が26件で最も多く、次いで、人対車両が8件でございます。小累計では、車両相互出会い頭が13件で最も多く、次いで、車両相互正面衝突、車両単独工作物が各7件となっております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 町内においても、大変危険な運転をされている高齢者の方をたまに見かけますが、先日も、龍ヶ崎のニュータウン小柴の交差点で堂々と逆走している車を見ました。一瞬、自分が間違えたのかと思うほど、当たり前のように普通に逆走していました。日曜日の混雑していた時間帯がよかったのか、どの車もゆっくり走っていたので、無事に次の交差点まで走っていったようでした。

国では、2009年6月以降、75歳以上の高齢者が運転免許証を更新する際、認知症機能検査を義務づけていますが、ことしの3月からは、さらに検査が強化されるようになります。この強化によって、自主返納される方も少しはふえるのではないかと思います。河内町においても、自主返納、自主的に返納された方は、今までにどの程度の返納がありましたか、岩橋総務課長さん、お聞かせください。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） それでは、まず参考までに、河内町の免許人口でございますが、平成28年12月末現在で6,824人でございます。ただいま人口が9,200人程度ですので、そのうちの6,824人が免許を保有しているということですので、大変大きな人数になるかと思えます。そのうち高齢者が2,060人、高齢者は65歳以上ですが、2,060人となっておりますので、構成率としましては30.2%でございます。

免許証の自主返納者数でございますけれども、平成27年が、茨城県内で4,105人、河内町においては7名の方が自主返納をしているということです。平成28年は、茨城県内で5,024人の方、河内町においては10人の方が自主返納をしているという統計でございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 3回目の質問になります。

高齢者の事故防止の一つとして、警視庁が自主返納を促しておりますが、河内町は返納される方はほとんど高齢者の方と思いますが、町では、70歳以上の方にコミュニティバスを無料で利用できるようになっております。バス停が遠く利用できない方が多くいらっしゃると思います。介護認定がないと難しいことはわかりますが、自主返納をされた方に、社協の郵送運送サービスも利用できるようなとか、何とか返納した方に特典が与えられないものでしょうか。

また、河内町に住んでもらうためにも、これからの高齢社会に備えるためにも、今後の公共交通の取り組みがとても大事になってくると思います。以前、デマンドタクシーの質問をさせていただきましたが、再度検討していただき、自主返納をされた方に、他の市町村で行っているように助成金を出すとかしていただいてもよいのかと思います。

町の交通施策がもっと充実すれば、自家用車の必要性も減ってくると考えますが、ぜひ、もう少し運転免許を返納しても、買い物とか病院とかに行きやすくなるように改善していただければ、返納者もふえて事故を防げることになると思います。

財政的なこともあり大変だとは思いますが、住みやすいまちにするために、ぜひとも考えていただきたいと思います。今後の町の取り組みについての考えをお聞かせください。担当課長と町長の答弁をお聞かせいただき、私の一般質問を終わります。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） それでは、お答えします。

自主的に免許証を返納された方に対しての対応ということではありますが、町におきましては、70歳以上の高齢者の方につきまして、コミュニティバス利用料金の免除制度がございます。ただ、ご承知のとおり、運行経路は幹線となっておりますので、地域によっては、バス停まで遠いという難点がございます。

運送の業務としましては、先ほどお話がありましたように、社会福祉協議会のほうで行っております福祉有償運送サービスというものがございます。これは、要支援、要介護及び障害を有する方々が会員となって、規定の料金で通院や買い物などに利用できるサービスを行っております。現在、48名の方が登録されているそうでございます。

次、ちょっと新聞記事の紹介なんですけど、読まれた方もいらっしゃると思いますけれども、3月4日の読売新聞茨城版に、ちょうどこの問題が掲載されておりましたので紹介したいと思いますけれども。老いを考える免許返納、みずからの認知機能を知るという見出

しで、先ほど星野議員のほうからもありましたように、改正道路交通法、75歳以上のドライバーの免許更新時の流れが変わるということでございます。

例えば、認知機能検査でございますが、四つのイラストを1分間で記憶して質問に答えたり、指定された時刻の長針と短針の位置を時計に書き込んだりという検査で、30分程度だということなんですけれども、その結果、認知機能検査で認知機能低下のおそれなし、認知機能低下のおそれあり、認知症のおそれありという判定がされまして、これは、結果次第で免許が取り消される検査ではないということなんですけれども、この認知機能検査を受けた後の流れが改正されて変わってくるということでもあります。ただ、認知症のおそれありと判定されると、医師の診断が必須になり、認知症と診断されれば、免許取り消しなどの処分となってくるということです。

一番は、本人の自覚という問題と、心配をしてくれる家族がいるか、いないかということが大変大事なことなのかなと考えております。

県公安委員会を務めます県医師会の会長さんは、ドライバーには運転する権利以上に他人を傷つけない義務があると。もし、孫がはねられたらと考えてみてほしいと語り、みずからの認知機能と真摯に向き合う重要性を訴えるというふうに出ております。

事故防止に向けて、警察は、免許を返納しやすい環境づくりに腐心していると、県警は、運転免許センターに免許返納後の生活について相談できる窓口を設置、昨年の夏、相談専用電話も開設したと、新年度には、保健師を含む現在5人の体制を拡充する方針でございますというようなことで新聞記事が載っておりましたので、ご紹介をいたします。

今後の町民の方の運送業務として考えた場合に、コミュニティバスの運行につきましては、運行経費の問題や運行経路等についても限界があると思われまますので、これからの免許証の自主返納者がふえてくる状況を見据えながら、先ほどありました、例えば、デマンドタクシーの制度やタクシー利用料金の一部助成などの検討も必要になってくるのかなと思われまます。

その一方で、引き続き高齢者の交通安全対策啓発が重要になっておりますので、安全教室の開催、高齢者講演会等の高齢者が集まる行事での啓発活動、そして交通安全協会や交通安全母の会との関係機関、団体のご協力をいただいで、高齢者の事故防止に向け積極的に取り組んでいくことが重要であろうと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、総務課長が話した件で大体いいのかなとは思いましたがけれども、いずれにしろ、これは我々も、順々年をとっていくわけですから、やはり将来を見据えた何らかの施策を検討しなきゃいけないなというふうに思っておりますので、今後、検討してまいりたいというふうに思っています。

以上であります。

○議長（野澤良治君） 次に、篠原佳治君、登壇願います。

〔1番篠原佳治君登壇〕

○1番（篠原佳治君） おはようございます。1番篠原佳治でございます。傍聴の皆様方には、大変お忙しいところにもかかわらず、早朝より大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

今議会、2番目の一般質問です。3月も半ばになり、芽吹き始めた木々を見ると、人は明るく前向きになれるような気がします。でも、あの東日本大震災から6年、そして熊本地震から1年、さらに関東・東北豪雨と幾度かの震えた記憶は、まだ色あせてはおりません。たび重なる災害の教訓を踏まえ、各自治体では、それぞれ対策を生み出して新しいふるさとづくりに未来へと歩み出しています。

初歩的なことですが、災害時に欲しいのは情報です。河内町には、防災無線が各家庭に備えられており、災害時に必要な情報が速やかに得られるというのは非常に心強く思います。みずからの身を守ること、そして家族の安否確認の方法、避難先など、あらかじめ申し合わせておくことが必要です。

しかし、河内町には病院がなく、災害時に患者を受け入れる災害時拠点病院となる受け入れ先はどうなっているのか、これは私も稲敷地方広域事務組合の担当議員として、しっかりと対応していかなければならないと思っております。

さて、4月から、かわち学園がスタートし、来年4月には、小中一貫校として全9学年の新たな注目を浴びることになります。平成29年度は二つの中学校、そして次の年には三つの小学校が空き校舎となります。空き校舎、空き地は、日本全国でその利用について苦慮しているところと感じますが、町を挙げて、プランナーかつコーディネーターとして攻めていかなければ河内の未来はどうなるのかはわかりません。

私も、議員となり1年が過ぎ、定例議会のたびに質問させていただき、町のことも少しずつわかってきたように思います。今後も、議会に緊張感を持って臨んでまいりたいと思います。

そのようなことから、今回は2点、質問させていただきます。

1点目、小中一貫校開校後、校舎を含めた跡地利用はどう考えているのか、2点目、環境問題です。詳細は、自席にて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） それでは、質問に移ります。

まず1点目、空き校舎利用の件についてですが、待ち望んでいた小中一貫校として開校されるかわち学園が平成29年度から出発します。

そこで、町民の話題にもなっております残る空き校舎についてですが、町として担当部会、協議会を立ち上げ、今後どう活用すべきか研究していることと思っておりますが、どんな計画があるのか、また、どういうふうにご利用しようとしているのか、現時点で答えられる範

困ってお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、篠原議員のご質問にお答えいたします。

平成28年9月に、河内町小中学校再利活用審議委員会が設立されています。閉校後の小中学校の有効的な利用に関することについて協議しています。現在の状況把握、再利活用の可能性等について審議しています。

また、地方創生交付金等を利活用し、廃校及び廃止施設の利活用のための調査、並びにフィージビリティスタディの報告書を作成するために業者委託をしております。フィージビリティスタディとは、直訳しますと、実行可能性検討報告書となりますが、今回のケースであれば、利用可能性検討報告書と訳したほうがわかりやすいと思います。

委託業務の遂行に当たりまして、河内町総合戦略、河内町地域再生計画、小さな拠点ネットワーク化事業、地方創生推進交付金実施計画といった関連計画の諸条件に準拠し、実施するものとしています。

提出する成果品としましては、当該施設ごとの図面をデータ化したリストの整備、主なものとしましては、建築図、設備図、構造図、建築確認図、各学校施設の配置図及び平面図などの作成となっております。それから現在の学校の写真ですね、それらを撮っていただく、それは、問題点、瑕疵等があるかどうかの指摘リストになります。それから、審議委員会のための資料の作成などとなっております。これらの資料をもとに、河内町総合戦略を初め、関連計画の諸条件に準拠し、各学校の再利活用について偏らないように幅広く再利活用の協議検討をしております。

また、学校施設、体育館につきましては、社会体育施設として、スポーツ少年団や一般に開放しています。借り手側への施設の現状を正確に伝え、貸し付け条件などの提示等を協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 何か難しい言葉が出てきて、ちょっとわからなかったんですけども、計画しているところは何となくわかりましたけれども、やはり狭く考えないで、多目的に利用できるようにとも考えるんですけども、そこで、無償で貸し付けるというのかどうかは、まだ考えていないでしょうけれども、町の財産でもあって、町民みんなのものとして理解を得られなければと、そういうふうに思います。

貸したはいいけれども、場合によっては、なかなか返してもらえないと、そんな私物化されても本当に困ることもありますし、町として利用権限がなくなる、そんなようなことでも本当に困りますから、私が考えている一つの中に、倉庫というのもちょっと考えております。

例えば、米ゲルの関係で、今、米をつくってもらっておりますよね、契約して。ことし

は数量が少ないですから、そんなにストックする場所は余り心配ないでしょうけれども、今後ふえる可能性はあるはずです。ふえなければ本当に困るんですけども、そういう倉庫も考えておかなければならないんじゃないかと思います。

それと、もう一つに、何らかの工場です。工場が欲しいと探している人もいるわけですから、そのほかにも必ずあるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

そしてまた、グラウンドについては、住宅展示場などもいいのではと考えております。河内町は、決してアクセスが悪いわけではないですから、逆に言えば、いいほうだと思っております。そんなことで、そういうことも考えてみてはいかがかなと、そういうふうに思います。

また、体育館にあっては、ボルダリングができるように整備してはどうかなと、そういうふうにも思っております。結構、今、広い年齢層で人気があるようで、きのうの新聞でしたか、坂東市で庁舎の1階にボルダリングをやれるように整備をしたというように書いてありましたけれども、今度の東京オリンピックには、オリンピック競技にもなるというようなこともありますので、そういったことも踏まえて、募集して、確かな相手に貸し付ければと思います。

同じ課題で、同志議員からも提案があると思いますから、聞いてほしいんですけども、私の倉庫の件と工場の件、またグラウンド利用の件、本当に事務局のほうでもいろいろ考えて、また協議会で大変苦慮しているところとは思いますが、再度、その件を含めて答弁願いたいと思います。これは、町長にお願いできますか。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、篠原議員さんおっしゃったように、やはり空き校舎ですか、これを利用するのは本当に大事だと思っております。ただ、その具体的な部分については、やはり現実的な、そういう提案ですか、計画を審議委員会のほうで検討させていただくような形になると思います。

ですから、そういうふうな具体的な、来ていただく企業名とかですね、そういうのも含めてご提案いただければ、これを検討していく中に入っていくと思いますので、そういうことでひとつご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 町長も、なかなか今話できないところかなとは思いますが、今後、頭に浮かんできたら、町長、意外と行動派なものですから、突っ走らないで、話をする前にちょっと相談してもらって、そこのところを町長にはくぎを刺しておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、2点目の質問に移ります。

環境問題についてですが、開発というような感じもあろうと思いますが、それらを含め

てお答え願います。

前回の一般質問では、長竿地区、かわち学園新校舎周辺を河内の森構想として質問させていただきましたけれども、その考えについては、私は一点の揺るぎもございません。ぜひとも、あの地域は、長い年月をかけても、安らぎの場として計画して行ってほしいと思っております。

今回は、国道408号線沿いについてですが、やはり河内町は、千葉県成田方面からの玄関口でもあることです。長豊橋を渡り、堂前橋といいますか、その線は、他市に行くための通行道路でしかありません。ただ、通過するだけの道路です。本当に切なく感じます。周りに何も無い、環境を整え、開発するにも最適な場所と、私はそういうふうに思っております。

以前、道の駅というような話もあったように思いますが、また、近くに井戸を掘ってはどうかと、そういうような話もありました。この際、思い切って温泉を掘るような計画をしてはどうでしょうか。その上で、温泉ランド、道の駅構想を復活させたいと考えますが、いかがでしょうか。担当課長、本当に建設的な答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 篠原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、かわち学園周辺を森のような公園にし、人が集える安らぎの場にするためには、おっしゃるとおり長い月日がかかると想定されます。前回と同じ答弁になってしまいますが、現段階におきましては明確な回答はできかねます。

また、国道沿いを開発し、道の駅建設を計画するというご提案でございますが、関係省庁が複数ありますので、建設を予定するのであれば、まず道の駅設置の検討委員会を立ち上げ、整備、コンセプト及び基本計画等を明確にし、次に、コンセプトを具体化していき、候補地などを選定して、駐車場、トイレ、休憩所等、整備機能の規模等を数字化した上で、整備主体が町なのか、道路の管理者なのか等を協議していき、また国、県からの交付金は見込まれるのか、その割合などを検討していかなければならないと想定されます。

役場内におきましても、多課にわたる大きなプロジェクトになりますので、こちらも、この場で明確な回答はできかねます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） やはり同じような回答が来てしまったんですけれども、何事も、新規事業、新しいことを始めるのは相当大変で、本当に大変だと思います。温泉の話、どっか行っちゃいましたけれども。

私はね、河内の森構想もそうなんですけれども、何も今すぐ計画しろとか、早くやろうなんて一言も言っていないんですね。長い年月がかかっても、かけてもですよ、計画を立ててアクションを起こさなかったら何事も起こらないと、そういうふうに思うんですよ。



あそこの市はいいな、あそこの町はいいななんて、指をくわえて見ている、一つもいいことはないですよ。それで、河内に温泉を掘って、温泉ランド、相当な資金が必要と思いますけれども、町でお金を出さない方法もあると、私はそういうふうに思っております。

恐らく今、私どもがどう提案しても、語っても、実現されてもですよ、違う世界から見るようになってしまうのかなと、ちょっと寂しい気持ちもありますけれども、それでもいいと思います。次の世代のためでいいんじゃないですか。

龍ヶ崎市では、近々道の駅の工事が始まるようですけれども、それだって、何年もかけて計画してやっと実現するんだと、そういうふうに思います。またそこで、牛久沼のほとりでいいななんて、うらやむような気持ちになるかもわかりませんが、河内町は何もない、田んぼだけ、いいじゃないですか。何がなくとも安心、安全で、住みやすさを絶対確立して、どうせ俺らはその場に参加できないなんて思わないで、冒頭に話したように、今から町を挙げて、コーディネーターかつプランナーとして、いい意味での河内町ここにありを目指しましょうよ。米ゲルを背負って、今、もう米ゲル、だんだん浸透していくでしょうから、来年度からは。町長、お願いします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） やはり篠原議員おっしゃったように、私は夢を持ってもいいと思うんですよ。そういう夢を持ったっていいじゃないですか、心がそれだけ豊かになりますから、ですから、私は、しかもですよ、議員さんの任期だって4年でしょう、私も4年でしょう。だから10年先、20年先見据えることをしながら、じゃあ目の前のことをどうやってやっていくかということも同時に進めなきゃいけないということですよ。長期的な部分、中期的な部分、短期的な部分、ですから、それをやはり同時に進めていかなかったらだめなんですよ。長期的なものも今からやらなきゃいけないし、そうでしょう、そういうふうになっていかないと、あした新聞見られる保障なんですからね、我々みんな、そうでしょう、誰でも。だから、私は、なるべくできるものはどんどんやっっていこうというのが考え方なんです。ですから、ブレーキが壊れていると言われますけれども、でも、私は、ブレーキ力は、皆さんいますから、アクセルばんばん踏もうと思っております。

ですから、そういう中で、先ほどの森の構想もね、実は、昨年からハナモモを植え始めたんですよ。ことしも、今購入して、ことしも先ほど聞いたら100本以上あると言われてですね、そういうふうには一本一本植えなければ森ってできないんですよ。ですから、私は昨年からそれを始めています。ことしもですから、ハナモモ、桃源郷にしようと思って、実はあそこを、今、現実的に職員と一緒に昨年も植樹をしましたけれども、ことしも、これから実はやっしていきます。議員さんも、もし、一緒にご協力お願いします。

それと、道の駅構想ですけれども、これも道の駅単独ではなくて、これはあくまでも構想ですね。構想というか、篠原議員さんがおっしゃったので、私もいろいろ考えているん

ですけれども、今は、単独の道の駅だけではお客さんって来ないと思っています。

ですから、やるのであれば、温泉も含めて複合的な施設を整備しなければ、恐ろしくなかなか浸透はできないのかなど。しかも、ここは成田近いですから、そういう意味を考えますと、今後については、先ほど吉田課長のほうからちょっと話がありましたけれども、そういう検討委員会ですか、そういうのを立ち上げて検討してみるの、第一歩として、できるかできないかじゃなくて、そういう夢を持った検討委員会が設立してもいいんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） やはり町長は、いろいろ頭の中で考えているとは思いますが、やはり町長のみならずですよ、事務局の方々も、こういった夢構想、総合計画でも基本計画でもいいんですが、中長期的に見てもらって、それで頭の片隅にそういう夢も一通り描いておかないと、きのうと同じことをきょうやるというようなことでは、全然、そういうことでは、河内町進歩ありませんので、やはりそういったことをみんなで、本当に一丸となって、何かの折にはそういう話もしてもらって、それで何か会議の場では、ああいうばかな議員がいて、こういう話もしたよなというようなことでもいいですよ、でも、そういったことを夢を描いてもらって、何かの話があったときには、これはチャンスと思ったときには、それに乗りかかって、その話をしていったらと、そういうふうに思っておりますけれども、事務局のほうで、町長にお願いして、担当部局のほうへまた返すのも何なんですか、やはり吉田課長、そういうことも踏まえて、事務局レベルで、みんな同僚なんですから、そういったことも片隅に入れてほしいんですけれども、最後にひとつ。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） そうですね、町長からご提案あったように、道の駅の中の複合施設というの、やはり検討委員会を立ち上げたとしても、恐らく町の課長たちが委員になると思われますので、アドバイザーとして篠原議員にもご協力いただければ歓迎いたします。今後、検討委員会のほうを立ち上げた上で、道の駅について考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 最後の質問にしてください。

○1番（篠原佳治君） 最後にします。ありがとうございます。私も、そういう検討委員会を立ち上げる折には、私もぜひとも協力したいと思いますので、町長ともどもではなくて、議員、同志、みんないますので、検討委員会をぜひとも立ち上げてもらって、計画を練りたいと思います。今後とも、またよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） ここで暫時休憩いたします。10分間の休憩といたしますので、15分から再開したいと思います。退席を許可します。

午前 1 1 時 0 3 分休憩

午前 1 1 時 1 4 分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔6 番諸岡周示君登壇〕

○6 番（諸岡周示君） 皆さんこんにちは、6 番の諸岡周示です。また、傍聴の皆様方、早朝よりお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。また、職員の皆様にも研修ということで傍聴ありがとうございます。

さて、先ほど同僚議員からもありましたように、東日本大震災から 6 年がたちました。当時のことを思い浮かべますと、とにかくかわいそうだなというのが印象でございます。また、私自身も右往左往をして、何をしていたかわからなくなった次第であります。そして、いまだに 12 万人の方々が避難をなされているし、また復興もなかなか進んでいないのではないかと、現状だと私は思います。また、県内においても、鬼怒川の決壊で地域に甚大な被害をもたらしました。

そんな中で、本日は、防災対策についての自主防災組織、また広域避難協定、町の避難計画も含めたことと、小中一貫校の開校関連について、通学路の整備や閉校後の跡地利用、そして各学校の貴重な資料をどのように保存するのか、そのようなことをお伺いしますので、雑賀町長そして担当課長には、明快な答弁をお願いいたします。

詳細については、自席にて質問をいたします。

○議長（野澤良治君） 6 番諸岡周示君。

○6 番（諸岡周示君） まず初めに、平成 26 年度から始まった防災訓練が、今年度までに 3 回が行われました。そうした中で、当時の総務課長が定例議会の答弁の中で、自主防災組織を、いざという時のために、地域や区に、区というか、各地区に働きを進めて、そして自主防災組織の検討を進めたいという発言がありましたが、現在、その自主防災組織はどこまで進んでいるのか、担当課長にちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） 諸岡議員の質問にお答えいたします。

自主防災組織の検討につきましては、まだ具体的には進んではおりません。昨年 6 月議会の定例会におきましても、その必要性やどのように活用を考えているのかなど、ご質問をいただいております。確かに、町民の危機管理意識及び防災意識の高揚を図る上でも、自主防災組織は有効であると思われまます。

また、地域において共助の中核をなす組織となっていくため、自治会等の地域で生活環境を共有している住民等により、地域の主体的な活動として結成、運営されることが望ましいとされておりますので、当町におきましては、区長会の皆様のご理解、ご協力が不可

欠であろうと思っております。

これまでも、近隣の状況や参考資料等において検討しておりますが、要綱を定めていくためには、組織の規模、組織編成、規約等の制定、活動内容、事業計画等の検討、協議が必要であり、何よりそれらが地域住民の方々にご理解をいただけることが一番重要であります。また、組織設立の支援及び活動促進を図るためには、少なからずの予算措置も必要になってくるのではないかと思います。

以上のようなことから、新たな組織を立ち上げるためには、多少時間は要すると思われませんが、引き続き防災訓練への参加とあわせ、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき自発的な防災活動を行う組織づくりに向け、さまざまな機会を通じて啓発を行い、地域ぐるみでの防災意識の醸成に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 今月16日に防災会議がありますけれども、民間機構に日本防災士機構というものがあります。これは、日本経団連の政策提言にもなっていますけれども、行政への要望として、地域防災力の担い手として、専門的な知識や技術、そして経験を有した実践的な者を防災士として称号を授与しと、地域の防災リーダーとして活躍してもらおうという試みであります。

そこで、町では、この防災士の受講を、育成して、自主防災づくりに役立ててはどうかと思います。私の調べでは、日本の49の自治体で防災士の認証を受けているそうです。そして、その自治体を含めた認証者は、平成29年1月までで約12万人を超えているそうです。やはり今、課長が言われたように、地域でリーダーを置かないと、なかなか避難、誘導等なんかは進まないのではないかと思います。また、私も消防団関係で今年度予算措置をしていただいて、防災士の資格を受講の予算決定をいただきました。本当にありがとうございます。

ですから、地区においても、そういう検討をしてもらうことができないかということも、この定例の議会が6月、9月もありましたけれども、やっぱり同僚議員もそのような話をしていましたので、雑賀町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 防災士については、やはり諸岡議員さんおっしゃるように、本当に町の中に数多くいただければ、それにこしたことは、私はないと思っております。

平成29年度の予算編成に、防災士の資格補助金として、たしか31万円計上してございますから、それを利用していただいて、例えば、消防団のOBの方も含めて、そういう関係者にどんどん資格を取っていただいて、町の総合防災訓練もやっていますので、そういうところに一緒に参加していただいて、先ほどの自主防災組織も含めて、みずからの町をみずから、自分たちで守るという、そういう使命のもとに進んでいくには、やはりこの防災

士、どんどんですね、この予算で足らなければ、また、毎年毎年、人をふやしていくという方向で、私も、そういう方向で期待しています。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。

次に、広域避難協定、町の避難計画についてちょっと質問をいたします。

ことし、「広報かわち」で、稲敷広域管内の応援災害協定が明確に結ばれたというのが載りました。非常に安堵感を生まれた、私は次第であります。

しかし、やはりこれも、ことしの2月に、国土交通省の浸水想定区域の霞ヶ浦の堤防が決壊したという想定で、稲敷市、潮来市、神栖市、そして千葉県香取市が大水害広域避難協定が結ばれたということがありました。

また、利根川については精査中ということもありましたけれども、私も消防に携わる者として、利根川下流河川事務所に問い合わせしましたところ、今現在、利根川は見直しをして、5月ごろには浸水想定区域が出るでしょうということでした。

そこで、町では、町長も以前言ったかもしれませんが、広域避難協定、そういう話がどこかで出ているのか、また今後、稲敷広域管内のでも、そういう協定が結ばれるのか、これもちょっと雑賀町長のほうにお尋ね願います。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） この広域避難協定については、まだ具体的にはなっておりませんが、ことしの1月27日に、稲敷広域管内の7町村において、災害時の相互応援に関する協定を、実は締結をいたしました。皆様ご存じだと思います。

その応援の種類及び内容なんですけれども、一つが、食料、飲料水及び生活必需品、必需物資並びにその供給に必要な資材の提供ということ。二つ目が、被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資材及び物資の提供。三つ目が、救援及び救援活動に必要な車両等の提供。あと、四つ目が、消火、救援、医療、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣。あとは、五つ目が、ボランティアのあっせん。あと、六つ目が、被災児童、生徒の教育機会の受け入れ及びあっせん。七つ目が、被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん。八つ目が、原子力災害により避難が必要となる地域からの避難民を受け入れるための施設の提供及びあっせん。九つ目が、その他、特に要請があった事項となっております。

この中の七つ目の被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせんについて、今後、具体的にどの地域がどの町村の避難場所になれるか、検討、協議が進められておりまして、来年度には方向性が出てくるようになっております。

以上であります。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） そこで、町の避難計画、これは地域、河内町の地域防災計画があ

りますけれども、断片的にはなっていますけれども、詳細については、どのような計画を今後持ってくるのか、進捗情報も含めて担当課長のほうに質問いたします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） 避難計画につきましては、地域防災計画の中に、被害軽減対策としまして避難勧告、指示、誘導の方針が示されております。その中の洪水の場合の対応を中心に基本的なことをお話させていただきます。

まず、趣旨としまして、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、関係機関の協力を得て、避難住民情報の提供や避難勧告及び避難指示を行い、また安全に避難を誘導して未然に被害を食いとめるものとしております。

留意点としましては、避難勧告または避難指示の決定に際して必要な情報を迅速かつ的確に収集することで、そのためには、消防や警察等の関係機関と連携を密にして、情報の遺漏がないようにする必要があります。

避難が必要となる災害の第一番目に洪水が挙げられております。避難情報の種類は、避難所準備情報、避難勧告、避難指示と段階に応じて出されることになっております。避難の判断基準は、利根川に6カ所、小貝川に2カ所の観測所の水位を基準にしまして、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位が定められておまして、それに基づき避難情報が出されることとなります。

ご承知のとおり、町には21カ所の避難場所、避難所が定められておりますが、高台がないため、一日も早く、近隣市町村との広域避難協定の締結が必要であります。先ほどもお話が出ておりましたが、ことし1月に稲敷広域管内7市町村において、災害時相互応援協定を締結しましたので、来年度には具体的な市町村間の避難場所が協議され、広域避難計画が定められると思われま。

また、国交省においても、5月ごろには、利根川、小貝川、霞ヶ浦流域の浸水想定区域が示されるとのことですので、順次、防災計画の見直しも必要になってくると思われま。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。ぜひとも、早目にその防災計画について、いつ何どき、何が起こるかはわかりませんので、お願いしたいと思います。

続きまして、小中一貫校開校の関連について質問をいたします。

まず初めに、これも定例議会で幾度なく同僚議員が質問をして答弁をいただいておりますが、現在、道路の整備、防犯灯も含めて、教育委員会そして総務課長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、諸岡議員のご質問にお答えいたします。

そうですね、定例会で何度かご質問をいただいております。新設校への通学路につきましては、現在使用している通学路を基本として選定しています。

新たな通学路として、車道と分離した自転車、歩行者道路の整備が整っている長竿バイパスを通学路として選定しておりますが、長竿バイパスは、ご存じのように朝の通勤時間帯につきましては交通量が大変多い道路であることから、速度制限、追い越し禁止やスクールゾーンの標識等の設置等を昨年度から要望して進めているところです。

そこで、進捗状況でございますが、平成29年3月には、横断歩道の設置、平成29年4月には、バイパスへのスクールゾーンの標識を設置し、運転者への注意喚起をしたいと考えています。

信号機につきましては、平成29年の早い段階での設置で協議しています。速度制限、追い越し禁止の規制につきましても、最短で夏ぐらいを予定として、担当課と話をしているところでございます。また、防犯灯につきましても、新たな通学路で未整備のところを優先して、平成29年度早急に整備をできるように担当課に要望しているところでございます。

また、比較的交通量も少なく、災害時の避難においても、地域の方の助けが容易で、防犯灯の整備もされています長竿集落内の道路を利用することも指導していきたいと考えております。

いずれにしましても、行政だけでは限界があります。児童生徒が安全に登下校できるよう、関係機関、PTAと学校の連携はもちろん、防犯ボランティアなど、地域の方々の力をかりて、行政と地域が一体となって児童生徒の安全を守っていければと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） それでは、私のほうからは、交通安全対策という観点からお答えをいたします。

教育委員会局長のほうと重複しますが、初めに、学校入り口の信号機の設置でございます。この件につきましては、今年度当初、警察署に要望書を提出しておりますが、平成29年度、かわち学園東側町道の拡幅工事とあわせ、押しボタン式信号機が設置される予定です。これは、拡幅工事が完成が年度末になってくるものと思われませんが、信号機のほうは前倒しで設置していくということを聞いております。その前に、横断歩道は、夏ごろには設置しようというお話も聞いております。

次に、長竿バイパスの交通規制でございます。

これも警察で行うものですが、50キロの速度規制がかかる予定です。及び追い越し禁止の規制について、平成29年度中には規制になると、予定のことですので、そしてまた、早ければ夏ごろまでという話でございます。

続いて、注意喚起看板標識の設置でございます。

県道沿いにスクールゾーンの標識を設置しまして、ドライバーに注意喚起を図るもので

す。これは、町で設置するものでありますので、4カ所ないし6カ所程度を予定しております。これは、ですから4月になれば早期に設置したいと考えております。

最後に、一番大事になります児童生徒の安全確保を図るために、交通安全施設の設置及び通学路の整備などの対策にあわせて家庭及び学校での交通ルールマナーの指導、保護者及び学校、交通ボランティア団体による立哨、見守り、通学路交通安全プログラム等による計画的な合同点検の実施や危険箇所の点検、改善などを関係機関が連携を密にし、ハード、ソフトの両面からさまざまな安全対策を講じていくことが重要でありますので、関係機関の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

なお、最後に、防犯灯の整備につきましては、新設分として、平成29年度当初予算に200万円を計上しておりますので、後ほど設置場所につきましては、今後、教育委員会のほうとの協議の上、順次進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） そこで、1点だけ細かいことなんですけれども、今までも各学校の入り口には、学校がありますという案内板あると思うんですけれども、かわち学園の案内板は今のところ立っていませんが、今後、それは計画あるのかどうか、これ、教育長、それとも局長、じゃあ局長のほうで。

○議長（野澤良治君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） ただいまの質問でございますけれども、かわち学園の西側、県道とバイパスに接する丁字路があります。その付近に、運転者に見づらくなならないように、年度内に設置したいと考えています。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 次に、統合によって各学校の貴重な資料があると思います。その辺は、保存、展示をどのように考えを持っているのか、以前、質問をしたときには、石碑などは統合した場所に設置しますよということは聞きましたけれども、その後、大事な資料等々は今後どこに展示おさめるとか、教育長ですか、教育委員会、じゃあ委員会のほうお願いします。

○議長（野澤良治君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） ただいまの質問でございます。学校には、さまざまな永久保存しなければならない資料がございます。

主なものになりますが、学校沿革史、学校の歴史、変遷を記したものでございます。卒業証書台帳、教員履歴カードなどがございます。これらの資料の中には、一般に公開できないものも含まれていますので、そのような資料につきましては、教育委員会事務局で保存したいと考えております。

ほかに保存したい資料の主なものに、記念誌ですね。各学校の50周年とか100周年といっ



た記念誌がございます。先ほど、諸岡議員からお話ありました記念碑、それから寄贈された絵画、書、それから校章、校旗、校歌の額、歴代校長の写真などがあります。

保存方法としての案でございますが、廃校となる学校施設の教室を利用できればと考えております。絵画等を一括して展示できるギャラリースペースなども設けておさめられればと考えています。

記念碑につきましては、水と緑のふれあい公園遊歩道に設置できればと思っております。ほかに書籍で利用可能なものについては、公民館図書館への所蔵、歴代校長の写真については、データ化し、ファイルで保存することも考えられます。

いずれにしても、予算措置が必要になるものもありますし、廃校施設を利用したい考えもありますので、小中学校の再活用審議委員会においても協議していただければと考えております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。質問というよりも、今、局長が言われましたように、再利用活用の検討をしているということなので、先ほど、同僚の篠原議員からも、閉校後どういうふうに使おうのかというようなことで、町長のほうに質問をしましたがけれども、私は質問というよりも、一つの案として、今言った展示、保存するところの場所も閉校後に使っていただきたい。

それと、私の調べでは、私も案なんですけれども、この役場の庁舎、昭和44年に建てられたということです。そして、耐震はされていますけれども、これは外プレスと言いまして、内プレス、内側からプレスかませるよりもちょっともろいというようなことがありまして、そして、みずほ小学校、河内中学校は、昭和五十四、五年に建設がなされて、河内中学校においては新基準で満たしているのもあるし、平成22年に補強、要するに耐震もされているよというようなこともありますので、その辺も含めて、再利用活用の検討にしていっていただけないかと私は思います。

答弁はいただかなくても結構なので、その辺も、再度、私らはやっぱり議会としてはブレーキ踏むこともありますので、検討していただいて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（野澤良治君） 次に、小更雅之君、登壇願います。

〔5番小更雅之君登壇〕

○5番（小更雅之君） 皆さんこんにちは、5番小更雅之です。傍聴にお越しの皆様におかれましては、お忙しいところ、朝も早くから大変ご苦労さまです。

3月11日が過ぎ、東日本大震災から6年という月日がたちました。死者数1万5,893人、行方不明者2,553人に及ぶ予期せぬ大惨事であり、防災対策を改めて認識させられます。亡くなられた方々へのご冥福を心よりお祈りいたします。被災されました地域の日も早い

復興を強く望みます。

茨城県としましては、国技の相撲で初の横綱が誕生するという大変喜ばしいニュースが、新聞またテレビで騒がれる中、同時期に町所有の旧長竿小学校の校舎で行われておりますチョウザメの養殖が報道される状況となりました。

廃校舎の再利用として、町の活性化にもつながる事業になると期待しておりましたが、新利根川にチョウザメの死骸という報道が流れ、残念な思いです。町民の方々からは、旧長竿小学校でチョウザメの養殖しているんだと、知らなかったという話を随分耳にしました。今回の報道により知った方々からも、どうなのか聞かれる状況が数々あり、今回質問をさせていただきます。

通告に従いまして質問したいと思います。

詳細については、自席より質問いたします。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） チョウザメ報道の内容、そして飼育状況について3点ほど質問いたします。

一つ目としまして、報道にありました新利根川にチョウザメの死骸が浮いていた問題、町民の方々からも聞かれることが多く、どういう状況でのことなのか、説明を求めます。担当課長、お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 小更議員のご質問にお答えいたします。

報道の内容についてということで、新利根川のチョウザメ報道につきましてご説明させていただきます。

平成29年1月22日、新利根川の庄布川地区におきまして、外来種のチョウザメの死骸が多数浮いているのを住民が発見し、龍ヶ崎警察署に通報があり、同日夕方、警察署から町担当者ということで、私宛てに内容確認の電話がございました。

このことにつきまして、無償貸し付けをしております旧長竿小学校の校舎におきましてチョウザメの養殖を行っている事業者に、状況について把握していることはないかお聞きしましたところ、養殖中に衰弱してしまった約50匹を新利根川に放流したとのことであります。

翌1月23日朝、龍ヶ崎警察署員及び町の立ち会いによりまして現場の確認を行い、16匹の死骸を確認し、養殖業者の従業員が回収し持ち帰っております。同日午後に、新利根川の管理者であります龍ヶ崎工事事務所におきまして河川巡視が行われました。可能な限り死骸の回収に努めるよう指導があり、当分の間、養殖業者において河川巡視を行うとともに、魚体、生体、死骸含めまして回収することを町との間で確認しております。

このチョウザメの放流に関する内容が、1月24日及び25日付の新聞及びテレビニュースで報道されております。この事態を受けまして、町といたしましては、報道内容の確認を

行い、今後の対応につきまして協議を行い、報道のありました同日24日に、養殖業者に対して書面による行政指導を行っております。

また、これを受けまして、養殖業者のほうから、始末書という形で25日付で提出をされております。また、改めて、このたびの事案の発生原因と再発防止に向けた会社の管理体制の徹底について示された業務改善報告書が31日付で町へ提出されております。

概要は以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） 今説明にありました衰弱した約50匹を新利根川に放流したということですが、また、死骸の回収も行っていると言っていました。現在、何匹のチョウザメが回収できているのかお聞きしたい。また、生存の調査などは行うのかもお聞きしたい、よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） それでは、これまでに回収できた数についてお答えいたします。

1月23日から連日、養殖業者による河川の巡視を行い、回収した数の報告を受けております。現時点で41匹の回収を行ったということでございます。回収した魚体につきましては全て死骸でございます。また、回収実績につきましては、町から竜ヶ崎工事事務所のほうへも報告をしております。

現時点におきまして、放流した全ての魚体の確認はできておりませんが、新利根川におきまして、これから本格的な釣りのシーズン等を迎え、釣り等で訪れる方も多くなると思います。チョウザメを発見する機会が、もし、あるということも考えられますので、今後ホームページ等におきまして、情報提供等について協力を促すということも現在検討しております。このような形で、今後も魚体の確認を進めていきたいと思っております。

なお、業者におかれましては、今後も毎日巡視を行っていただくということで、しばらくの間は考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） まだ、全部回収できない状態では、なかなか終止報告を出すのは難しいと思いますが、また、ある程度の時期を見て、町民の方に報告していただきたいと思っております。

二つ目に移りまして、テレビ報道中に排水管が水槽のある校舎内から出て、校庭内のU字溝につながっている場面が映っていたようですが、浄化施設及び排水の流出先はどうなっているのか心配だという声が聞かれます。養殖場の排水施設についてお聞きしたい。北澤課長、お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 養殖場の排水施設につきましてご説明申し上げます。

水槽の水の入れかえのための排水管、こちらを旧長竿小学校の1階教室部分から外へ向けて敷設しております。この排水につきましては、校庭内の排水路を経由し、校庭東側の土地改良区の水路に放流してございます。申しわけございません、校庭西側です。西側の土地改良区の水路に放流してございます。この排水につきましては、土地改良区の同意を得た上で放流しているものでございます。

なお、水槽内の水につきましては、常にろ過槽を循環したものでございますので、ある程度不純物は取り除かれているものを排水しているということでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） 土地改良区の同意の上での放流ということですが、水槽の水入れかえのためということなので、常備排水ではないということで、よいですか。また、放水量に決まりはあるのか、お聞きしたい。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） ただいまの質問なんですけれども、常備排水、敷設管は常備なんですけれども、上にコックがついておりますので、その水の入れかえを、全てというわけではないそうなんです、若干入れかえを、常に行う際にはそこを開けて入れかえを行うという形になっております。

それから、あと土地改良区の同意書のほうの規定内容のほうなんですけれども、ある程度、第三者に対し支障を及ぼした場合は、責任を持って解決するという旨に加えまして、ある程度の排水基準を超えた場合、放流量等につきましても、ある程度の量を超える場合には、事業者として十分に対応をすると、また取り消しもあるということで明文されておりますので、その旨、事業者のほうでは十分に配慮した上で放流しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） また、その際には、早急な対応をお願いいたしたいと思います。

三つ目の質問に移りまして、養殖場の防犯についてです。

また、高級魚ということで盗まれる可能性も考えられると思います。子供のいたずらなども考えられるし、また報道により広く世間に知れたことで、盗みを働く人があらわれる可能性も考えられ、怖いと近くの住民などからは伺われます。

日中は作業をしている人がいるかと思われそうですが、夜間は誰もいないのかと思われそうです。何か防犯対策を行っているのか、お聞かせ願いたい。よろしく願います。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 養殖場の防犯対策ということでご説明申し上げます。

現在、養殖場として貸し付けをしております旧長竿小学校につきましては、警備委託等  
は行っていない状況であります。しかしながら、日中は、今、小更議員がおっしゃいまし  
たとおり、事業者が飼育のためにある程度常駐しているものと思われま。夜間につつま  
しては、正門及び校舎に施錠するなどしての対応を行っております。

今後、養殖数の増加等に伴いまして、盗難やいたずら等が発生することも十分考えられ  
ることから、防犯上の対策につきましては、養殖業者のほうと相談の上、検討していき  
たいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） 現在、町内の学校など、公共施設を警備員が巡回しているの  
であれば、それを回すなどの対策をとるなど、町所有ということで考えてもいいのかと思  
います。そこら辺のところを業者と十分に検討して対応していただきと思います。

先ほど、篠原議員、諸岡議員からもありましたが、ことし中学校2校及び来年小学校3  
校が廃校舎となります。それをどのように活用するのか、今から考えておられると思  
いますが、廃校舎の利活用に、地域住民への影響も考慮して選考をお願いしたいと思  
います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（野澤良治君） 以上で一般質問を終了いたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程2、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専  
決処分第1号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

この件につきましては、3月7日の本会議において質疑まで終了しておりますので、討  
論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、報告第1号 専決処分の承認を求  
めることについて、専決処分第1号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第6号）は、  
原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程3、議案第1号 第5次河内町総合計画の基本構想について  
を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 第5次河内町総合計画の基本構想については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程4、議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程5、議案第3号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程6、議案第4号 河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程7、議案第5号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程8、議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程 9、議案第 7 号 河内町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 7 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 7 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号 河内町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程10、議案第 8 号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 8 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 8 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程11、議案第 9 号 河内町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 9 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 9 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号 河内町放課後児童健



全育成事業実施条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程12、議案第10号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程13、議案第11号 かわち水と緑のふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 かわち水と緑のふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程14、議案第12号 河内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第12号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 河内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程15、議案第13号 河内町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第13号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 河内町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程16、議案第14号 河内町公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第14号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 河内町公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程17、議案第15号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案第15号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程18、議案第16号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第16号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程19、議案第17号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第17号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程20、議案第18号 平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第18号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程21、議案第19号 平成28年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第19号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成28年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程22、議案第20号 平成28年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第20号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第20号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成28年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程23、議案第21号から議案第27号を一括して議題といたします。

この件につきましては、3月7日の本会議において、予算審査特別委員会に付託いたしました平成29年度河内町各会計予算の計7議案についてでございます。

ここで、委員長より審査の結果について報告をお願いします。

予算審査特別委員会委員長星野初英君、登壇願います。

〔予算審査特別委員長星野初英君登壇〕

○**予算審査特別委員長（星野初英君）** 予算審査特別委員会審査報告をいたします。

去る3月7日開催されました平成29年第1回河内町議会定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告いたします。

議案第21号 平成29年度河内町一般会計予算

議案第22号 平成29年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第23号 平成29年度河内町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成29年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第25号 平成29年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成29年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第27号 平成29年度河内町水道事業会計予算

以上7議案について、3月7日、8日の二日間にわたり、全委員出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は、全て原案のとおり異議なく可決すべきものと決定いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、議長を除く全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

平成29年3月14日

予算審査特別委員会委員長 星野初英

○**議長（野澤良治君）** ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

議案第21号から議案第27号は、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（野澤良治君）** 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第21号から議案第27号につきましては、予算審査特別委員会の審査結果のとおり可決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（野澤良治君）** 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第27号は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程24、請願第1号 長竿（上組、中上組、愛宕町）地区集落南側の排水路整備に関する請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る3月7日、所管の総務経済常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

宮本総務経済常任委員長、登壇願います。

〔総務経済常任委員長宮本秀樹君登壇〕

○総務経済常任委員長議長（宮本秀樹君） 総務経済常任委員会審査報告、去る3月7日に開会されました平成29年第1回河内町議会定例会におきまして、総務経済常任委員会に付託されました請願第1号 長竿（上組、中上組、愛宕町）地区集落南側の排水路整備に関する請願について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たり、紹介議員である諸岡周示議員より、今回の請願についてご説明をいただきました。

協議しましたところ、当該地区の下水道加入の推進をお願いするとともに、生活に支障を来している環境であるため、採択すべきとの意見が出されました。

採択に入り、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

平成29年3月14日

総務経済常任委員会委員長 宮本秀樹

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。本件を、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程25、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の

選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、諸岡周示君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸岡周示君を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸岡周示君が、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程26、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の調査事項とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査事項とすることに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて、平成29年第1回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後零時 26 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員